○財務省告示第三百四十九号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十三年九月二十九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十三年十月二十八日

財務大臣　安住　淳

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	四億円	百円八十五銭
〃	第九回	五億円	百円八十銭
〃	〃	五億円	百円八十三銭
〃	〃	十五億円	百円八十五銭
〃	第十回	二億円	百円四十一銭
〃	第十二回	二十五億円	百円二十一銭
〃	第十三回	五億円	九十九円六十銭
〃	〃	十億円	九十九円六十三銭
〃	〃	十八億円	九十九円六十六銭
〃	〃	九億円	百円三銭
〃	第十四回	百十億円	百円
〃	〃	十億円	百円五銭
〃	〃	四億円	百円六銭
〃	第十五回	五十六億円	九十九円九十銭
〃	〃	三億円	九十九円九十六銭
〃	〃	十五億円	九十九円七十一銭
〃	第十六回	二億円	九十九円七十一銭
〃	第十七回	十億円	九十九円十五銭
〃	〃	十五億円	九十九円二十銭
〃	第十九回	五億円	九十九円九十五銭
〃	〃	二億円	百円
〃	〃	二億円	百円一銭
〃	第二十一回	五十億円	百一円二十二銭
〃	〃	三十二億円	百一円二十五銭
〃	第二十二回	四十九億円	百一円九十二銭
〃	〃	十五億円	百一円九十五銭
〃	〃	二十億円	百一円九十九銭
〃	〃	十四億円	百二円
〃	第二十三回	二億円	百一円五十七銭
〃	第二十四回	七十五億円	百一円九十七銭
〃	〃	一億円	百一円九十九銭
〃	第二十五回	五億円	百円八十八銭
〃	第二十七回	十二億円	百円九銭
〃	〃	四億円	百円十一銭
〃	第二十九回	五億円	九十八円八十銭
〃	〃	二百二十億円	九十八円八十四銭
〃	第三十回	四十億円	九十八円七十二銭
〃	〃	一億円	九十八円七十四銭
〃	〃	四十七億円	九十八円七十五銭
〃	第三十一回	五億円	九十八円二十五銭
〃	〃	二十億円	九十八円二十八銭
〃	〃	二億円	九十八円二十九銭
〃	第三十二回	三億円	九十八円十七銭
〃	〃	五億円	九十八円二十銭
〃	〃	一億円	九十八円二十三銭
〃	〃	十億円	九十八円二十四銭
〃	〃	四十五億円	九十八円二十五銭
〃	第三十三回	二億円	九十八円三十二銭
〃	〃	五億円	九十八円三十九銭
〃	〃	二十億円	九十八円四十銭
〃	〃	一億円	九十八円四十一銭